

令和2年度第1回 横浜市就学奨励対策審議会会議録（第28期）

日 時	令和2年11月25日（水） 14時30分 ～15時45分
開催場所	横浜花咲ビル 2階 201～203会議室
出席者 委員 6名 事務局 8名	委員：杉田文江、紅林千津子、芳川玲子、秋吉直樹、岩井一芳、近藤浩人 事務局：インクルーシブ教育担当部長 佐藤祐子、学校支援・地域連携課長 須山次郎 就学係長 内海義晴、担当係長 郡司秀幸 ほか職員2名 健康教育課担当課長 片山哲夫、保健係長 稲田雅彦
欠席者3名	新保幸男、渡曾知子、高橋浩二
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	1 就学援助制度の概要説明 2 令和元年度就学援助事業の実施状況報告 3 令和2年度就学援助事業の実施状況報告 4 政令指定都市就学援助事業との比較 5 令和3年度就学援助事業の実施計画
決定事項	1 令和3年度就学援助事業の実施計画について承認する。
議 事	1 挨拶 インクルーシブ教育担当部長より挨拶 2 委員等の紹介 3 開会 委員数9名のうち出席6名。 半数以上の出席であるため本審議会は成立。 4 議事 (1) 就学援助制度の概要説明（事務局より説明） 就学援助制度は、全ての子どもに義務教育を保障するための制度であり、本市は条例に基づき執行していること。併せて対象者の範囲、支給費目について説明。 (2) 令和元年度就学援助事業の実施状況報告（事務局より説明） 令和元年度就学援助事業の実施状況について、区別認定者数及び援助率、申請理由別内訳、決算額等を報告。 委員 令和元年度では、在籍者と申請者が同程度に減少し、認定者はそれ以上に減少している。申請したけれど非認定となった者が相当数いると考えられるが、これらをどう分析していますか。 事務局 令和元年度はまだ人手不足の時代であり、各世帯の所得は徐々に上昇していた時期です。就学援助についても、児童生徒数の減少はありますが平成25年度より認定者数、認定率ともに減少傾向にありました。これらは景気の影響を反映しているものと分析します。

委員 これは、横浜市の雇用状況等の統計と関連していますか。

事務局 同じような傾向にあると認識しています。

(3) 令和2年度就学援助事業の実施状況報告（事務局より説明）

予算額、申請・認定状況、認定者数の推移について説明。9月10日現在の認定者数は前年度同時期の認定者数より約900人減少。認定者数は平成24年をピークに徐々に減少している。

今年度、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯への対応として直近の収入を証明する書類から推定される世帯年間所得による「特別審査」を実施した。全ての保護者へのお知らせの配付に併せて、やさしい日本語と9か国語のお知らせを市のホームページ等に掲載し周知を図った。令和2年度の現時点での援助率は、昨年同時期と同程度の12%強となっている。

委員 令和2年度は令和元年度と変化はないととらえていいですか。

事務局 現時点では変化はみられません。

委員 コロナ禍にあって、この制度を必要としている家庭がもっとあったはずだと考えられるのに援助率が増加していないことについて、4、5月の学校休校の影響で学校と保護者との接触の制限があり、制度の周知が難しかったこと、更に、郵送による手続きも保護者にとっては、負担であったと思われます。GIGAスクール構想には保護者と連携するという視点があり、この考え方からもインターネットを利用した情報提供及び申請を選択できる仕組み作りが今後必要であると考えます。今後、同様な状況が起きたときのためにも、引き続き多言語の案内等、周知と手続きの簡素化の工夫をして下さい。

事務局 電子申請等については、本人確認が課題であり、公的個人認証サービス利用のためのマイナンバーカードの普及率はまだ3割程度であり、ほとんどの保護者が自由に使える状況ではありません。ただし、電子申請が可能な保護者に対して、申請が可能となる体制作りの研究が必要ではあると考えます。

委員 電子申請を利用すれば、学校の負担も減り教育委員会事務局としてはメリットだと思います。大きな流れとしてこうした方向で進めてください。

委員 「お知らせ」の文章が難しいため、支援の必要な人に申請を支援する必要があります。相談していいものかもわかりにくいため、入口を手厚くする工夫をしてください。

(4) 政令指定都市就学援助事業との比較（事務局より説明）

横浜市の認定基準である、平成25年8月の生活保護基準の1.0倍は、所得限度額では政令市の平均と比べても低い水準ではない。決算額は、認定者数、認定率がそれぞれ最も高い都市と比較しても、横浜市が最も多い。

(5) 令和3年度就学援助事業の実施計画（事務局より説明）

・保護者への周知は、例年通り「お知らせ」を保護者全員に配付し、「広報よこはま」

に掲載する。各区民生委員・児童委員や主任児童委員にチラシを配付し、制度の周知を図る。

- ・手続きについては、学校が受付と保護者への結果の通知及び支給を行う。教育委員会事務局は審査を行い学校へ就学援助費を支出する。
- ・認定基準は横浜市の生活保護基準に基づき算出する。生活扶助基準の見直しに伴い、平成26年度に就学援助の認定基準を下げた。平成27年度以降は、国の通知等を受け、本市としては認定基準を据え置いている。令和3年度についても、令和2年度同様、前年度の認定基準を据え置く。
- ・申請における税務情報の取得については、申請者にとって利用しやすい制度になっており、令和3年度も引き続き運用していく。
- ・支給単価について説明。
- ・私立学校等就学奨励事業について説明。
- ・中学校給食の開始について
令和3年度から中学校給食（デリバリー型）を実施する。
就学援助制度に中学校給食費区分を新設し、就学援助制度として現物給付を実施する。

委員 この制度をすすめるうえでは学校は一定の役割を担わなくてはならないと考えてはいるが、申請から認定までの手続きにおいて学校負担の軽減の視点もいれて検討してください。

事務局 学校の負担軽減については引き続き考えてまいります。

委員 民生委員児童委員協議会の定例会で「お知らせ」は配られますが、学校とのやりとりはなく、現状では民生委員・児童委員は制度の対象者もわからず関わらない方がいいのかなという印象をもっています。もちろん相談があればお受けしますが。

委員 制度の利用の有無については慎重に扱うべき問題であり、そうした家庭の精神的負担を考えると、事務局と保護者との直接のやり取りのほうがいいのかとも考えます。

委員 お知らせを全員に配布し希望の有無にかかわらず全員が提出など、申請しやすい工夫が必要だと思います。

委員 中学校給食については、コロナ禍において、配膳のない、より安心なデリバリー型が選択できる良さが広がっていくことを期待します。

議事終了

議事録の作成について会長・副会長への一任が承認された。

審議会の終了

資 料	<ul style="list-style-type: none">(1) 令和2年度第1回就学奨励対策審議会資料(2) 就学援助のお知らせ（令和2年度）(3) 私立学校等就学奨励費のお知らせ（令和2年度）(4) 令和3年度からの中学校給食（デリバリー型）の開始について
-----	--